

令和4年1月17日より変更になります

ボランティア活動保険・行事務用保険等加入の皆様

令和4年1月17日より、ゆうちょ銀行振込手数料の変更により、料金受取人負担の払込取扱票を使用する場合でも、振込金額に関わらず110円の振込手数料が必要になります。通帳またはキャッシュカードを利用し、口座からお支払いの場合は、手数料はかかりません。

振込手数料の支払いが必要な場合	振込手数料の支払いが不要な場合
ゆうちょ銀行受付窓口またはATMにて、「料金受取人負担の払込取扱票（赤色）」を使って <u>現金</u> でお支払いになる場合は、振込金額に関わらず、一律110円の振込手数料が必要になります。	ゆうちょ銀行の総合口座通帳またはキャッシュカードを使用して振込手続きを行った場合は、手数料がかかりません。

窓口でご自身のゆうちょ通帳から手続きする場合

窓口では「払出表」と「料金受取人負担の払込取扱票」を使用し、お持ちのゆうちょ銀行口座からお支払いとなります。

※支払い件名は通帳に記帳されません。そのため支払った根拠書類は4連目「払込金受入票」と5連目「振替払込請求書兼受領証」となりますので、紛失しないように保管をお願いします。

※インターネットバンキングをご利用する場合は、お名前の前に6桁の社協コードをご入力ください。

（例）振込依頼人：141113 福祉太郎

（港南区社協コード）

ATMでの手続き方法

「料金受取人負担の払込取扱票」の1連目「払込取扱票」と2連目「払込票」を使用しATMで手続きしてください。手続き後、ATMより出力される「ご利用明細票」を必ずお持ちください。

※支払い当日中に「ご利用明細票」をゆうちょ銀行窓口を持参すると、4連目と5連目に押印いただけます。（受領書または振替払込受付証明書が必要な場合はご利用ください。）

振込の手続方法については、お手続きされるゆうちょ銀行に直接ご確認ください。

【加入手続きに関するご相談】

横浜市港南区社会福祉協議会（ボランティアセンター）

電話：841-0256（平日・土曜日9時～17時）

※休館日を除く